

建築確認検査手数料表

(「確認検査業務手数料規程」抜粋)

平成26年7月1日改定予定
株式会社 トータル建築確認評価センター

種別	建築物の区分
A	<ul style="list-style-type: none">建築基準法第6条第1項第四号に掲げる建築物建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物 ※構造計算書の添付が必要なものはB
B	<ul style="list-style-type: none">A以外

Aの建築物

単位：円

床面積の合計	確認申請	中間検査	完了検査
30㎡以内	11,000	20,000	22,000
30㎡を超え100㎡以内	20,000	30,000	26,000
100㎡を超え200㎡以内	30,000	40,000	34,000
200㎡を超え500㎡以内	41,000	58,000	47,000
500㎡を超え1000㎡以内	72,000	84,000	78,000
1000㎡を超え2000㎡以内	104,000	156,000	108,000

Bの建築物

単位：円

床面積の合計	確認申請	中間検査	完了検査
30㎡以内	48,000	42,000	48,000
30㎡を超え100㎡以内	54,000	48,000	60,000
100㎡を超え200㎡以内	84,000	66,000	72,000
200㎡を超え500㎡以内	113,000	90,000	102,000
500㎡を超え1000㎡以内	192,000	120,000	180,000
1000㎡を超え2000㎡以内	276,000	192,000	240,000

建築設備、工作物

単位：円

区分	確認申請		完了検査	
	構造計算あり	構造計算なし	構造計算あり	構造計算なし
昇降機	86,000	20,000	94,000	28,000
工作物	84,000	18,000	20,000	

1. Aの確認申請で消防同意が必要な場合は、別途6,000円を加算します。
2. 天空率の審査が必要な場合は、別途50,000円を加算します。
3. 計画変更の申請手数料は、原則「平成11年4月28日付建設省住指発第202号通達第4の1」に示す方法での算定とします。なお、弊社が変更内容の審査が軽易であると判断した場合、Aは11,000円(消防同意が必要な場合は6,000円加算)、Bは25,000円とします。
4. 弊社以外で「確認済証」の交付を受けた中間検査若しくは完了検査の申請は、弊社が再度建築関係規定の適合性を審査しますので、確認申請手数料と同額の費用を別途加算します。
5. 建築確認検査手数料は非課税です。
6. 本表の記載以外については、「確認検査業務手数料規程」をご覧ください。

○「送付申請」の申請手数料は同額です。ぜひご利用ください。
(送付に係る実費はお客様負担でお願いします。)

○完了検査の「地域割増手数料」は無料にしました。

建築物の申請等に関する業務を 「ニューサービス」で提供します。

三重県知事指定確認検査機関（三重県指令県土第14-112号）
国土交通省中部地方整備局長登録住宅性能評価機関（中部地方整備局長第8号）

株式会社 トータル建築確認評価センター

四日市センター TEL 059-350-8610

津センター TEL 059-221-5770

ホームページアドレス <http://www.total-kakunin.co.jp>